

計画作成年度	平成 28 年度
計画改定年度	平成 30 年度
計画主体	潟上市

潟上市鳥獣被害防止計画

平成 31 年 3 月 2 9 日 計画策定
(平成 31 年 4 月 1 日 公表)

〈連絡先〉 潟上市役所産業建設部産業課
所在地 潟上市天王字棒沼台 226-1
T E L 018-853-5336
F A X 018-853-5280
E-mail nousonseibi@city.katagami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	平成 31 年度～平成 33 年度
対象地区	秋田県潟上市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 30 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	農作物被害	0ha、0 円
	人身被害	0 件
ニホンジカ	被害なし	

(2) 被害の傾向

本市東部は小高い丘陵が多数連なって出羽丘陵に続いており、昔から造林が行われ針葉樹とツキノワグマの生息する広葉樹が混在する森林が峰続きに広がっており、秋田市、井川町に隣接している。

ツキノワグマは、4 月から 12 月にかけて市内東部で出没しており、農作業や山菜採り中に遭遇するケースも出ている。

近年は市街地への出没、公道においては車両等との衝突事故、人身事故の多発が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状地 (平成 30 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ツキノワグマ (農作物被害)	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害金額 0 円	被害金額 0 円
ツキノワグマ (人身被害)	0 件	0 件
ニホンジカ	現状の被害なしを維持	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

(ツキノワグマ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する	・鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣	・鳥獣被害対策実施隊の高齢化及び減少

る取組	<p>捕獲業務を依頼し、捕獲体制を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段については、箱わな及び銃器により実施している。 ・防災無線放送及び有線放送による注意喚起を実施している。 	<p>により担い手不足が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、市街地、住居近くにも出没するほか、公道でもツキノワグマが出没しており、人身被害が懸念される。 <p>普段から数多くの目撃がある、豊川地区等では町内会を軸とし、住民へクマ目撃マップなどを作成してもらい、情報を得て、被害等がでる前に対策を講じたい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置等、自主防除の関心が少ない。 ・市において防護柵設置に対する助成は財政的負担が大きく極めて困難である

(ニホンジカ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	なし。	捕獲に関する知識と経験が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし。

(5) 今後の取組方針

(ツキノワグマ)

<ul style="list-style-type: none"> ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第12次鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）との整合性を図りながら、銃器・箱わな等による効果的な捕獲を実施する。 ・住民に対して、クマをおびき寄せる原因となる農作物等を野外に放置せず適切な処分をしてもらうよう周知徹底する。 ・自治会、町内会を通して各々がクマ対策、また、事故防止のために自己防衛の意識をより強く持ってもらうよう周知する。 ・ツキノワグマが出没した際は、防災無線及び有線方法により、出没地域へ広報する。

(ニホンジカ)

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関にて、被害防止対策等に関する連絡・調整を行う。 ・被害の防止のために、銃器・箱わな等による効果的な捕獲を実施する。

・捕獲に関する情報収集に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・鳥獣被害対策実施隊員は、市職員及び羽城猟友会、天王猟友会員で構成し、市職員は市長が指名、猟友会員は市長が任命する。
- ・鳥獣被害対策実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。
- ・各関係機関との連絡体制を整備し、鳥獣被害対策実施隊を中心とした被害防止活動を行う。
- ・ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。
- ・捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃は極力控えることとし、必要に応じてライフル銃を使用する実施隊員については、周囲の安全を確認したうえで捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年 ～ 平成 33 年	ツキノワグマ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年 ～ 平成 33 年	ニホンジカ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

(ツキノワグマ)

人家近くや通学路周辺など人身被害のおそれがある場合を優先し、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）に基づき安全かつ効果的な方法による必要最小限の捕獲を行う。

(ニホンジカ)

「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ	必要最小限	同左	同左
ニホンジカ	生息域の拡大及び個体数の増加を防止	同左	同左

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて、各種団体と連携をとり住民の安全確保を図り、最も有効な捕獲方法・捕獲場所で捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ 散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。 ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
潟上市	ツキノワグマについては人への被害を防止する場合に限り、平成 30 年度により許可が移譲された。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止策の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ニホンジカ	なし	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年 ～ 平成 33 年	ツキノワグマ	必要に応じて猟友会並びに実施隊とともに見回りなどを行う。 住民に対して、クマをおびき寄せる原因となる農作物等を

		野外に放置せず適切な処分をしてもらうよう周知徹底をする。
平成 31 年 ～ 平成 33 年	ニホンジカ	被害防止対策のために、知識の普及を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
潟上市産業建設部産業課	各組織への提言・助言及び連絡調整に関すること。
羽城猟友会 天王猟友会	装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。 現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導に関すること。
五城目警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

該当なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
潟上市産業建設部産業課	各組織への提言・助言及び連絡調整に関すること
羽城・天王猟友会	鳥獣の捕獲に関すること
秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導に関すること
五城目警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること

湖東森林組合	間伐等の実施に関すること
秋田県農業共済組合	農作物被害の情報提供に関すること
あきた湖東農業協同組合	
秋田なまはげ農業協同組合	
潟上市農業委員会	耕作放棄地の情報提供に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

潟上市鳥獣被害対策実施隊を、市職員及び猟友会員等で組織し、パトロール及び追い払い活動、鳥獣捕獲等を行う。

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲隊員は、猟友会員の中から対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者により組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在保有の箱わなについて、状況により増設を検討し被害防止を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣の処理については、資源の有効利用に資するため、利活用に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施に当たり、隣接する秋田市、井川町との情報交換を行いながら、生息状況の把握に努める。

なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。

また近年、ニホンジカを目撃情報が増加していることから、農林業被害の実態や生息状況の把握に努め、必要に応じて被害防止計画に反映していくこととする。